

保険・年金  
フォーカスEIOPA が 2024 年の  
監督上のコンバージェンス計画と  
戦略的優先事項を公表

保険研究部 研究理事 中村 亮一

TEL: (03)3512-1777 E-mail: [nryoichi@nli-research.co.jp](mailto:nryoichi@nli-research.co.jp)

## 1 はじめに

EIOPA（欧州保険年金監督局）は 2023 年 12 月 21 日に、2024 年の監督上のコンバージェンス（収束、統一）計画を公表<sup>1</sup>した。欧州の保険監督当局が、どのような問題意識を有して、どのような問題に対して、監督上のコンバージェンスに向けて、どのように取り組もうとしているのかを知ることは、大変参考になる。

今回のレポートは、この EIOPA による 2024 年の監督上のコンバージェンス計画の概要について報告する。併せて、EIOPA の 2024 年の戦略的優先事項の概要についても報告する。

## 2 EIOPA の 2024 年の監督上のコンバージェンス計画 全体概要

EIOPA の主な目標の一つに、「各国の保険契約者及び受益者の保護水準を同程度に保ち、監督裁定を防止し、公平な競争条件を保証することを目的として、欧州全体で高い水準、効果的な水準、一貫性のある監督を確保すること」がある。このため、EIOPA は、毎年監督上のコンバージェンス計画を作成し、その進展に取り組んでいる。

## 1 | 全体概要

EIOPA が 2024 年 12 月 21 日に発表した 2024 年の監督上のコンバージェンス計画は、EU（欧州連合）で共通の監督文化と一貫した監督慣行を構築するという EIOPA の使命に沿って、2024 年の間に監督上のコンバージェンスを強化するための EIOPA の優先事項を特定している。

以前の計画と同様に、優先順位は次の 3 つの主要な領域を中心に挙げられている。

- 共通の監督文化の主要な特徴の実践的な実施と監督ツールの更なる開発
- 監督上の裁定取引につながる可能性のある国内市場及び公平な競争の場に対するリスク
- エマージングリスクの監督

<sup>1</sup> [https://www.eiopa.europa.eu/eiopa-publishes-its-supervisory-convergence-plan-2024-2023-12-21\\_en](https://www.eiopa.europa.eu/eiopa-publishes-its-supervisory-convergence-plan-2024-2023-12-21_en)

「1. 共通の監督文化の主要な特徴の実践的な実施と監督ツールの更なる開発」に関しては、他の優先事項の中で、ソルベンシーⅡに基づく監督審査プロセスに関するガイドラインの見直しを開始する。このレビューは、ソルベンシーⅡの導入から得た教訓を反映し、質の高い監督に向けてさらなるコンバージェンスを促進することを目的としており、テキストのどの部分がもはや必要でないかを評価するための監督上の判断の余地とともに、各国の特殊性や規制に対処する柔軟性を与え、あまりにも規範的なものになることを避ける。EIOPA はまた、コンダクトリスクの監督評価と ESG リスクに対する監督アプローチのさらなる開発にも引き続き取り組んでいく。最後に、SupTech ツールの開発は引き続き優先事項となっている。

「2. 監督裁定取引につながる可能性のある内部市場及び公平な競争の場へのリスク」に関しては、国内市場における信頼と一貫性を維持し続けるために、内部モデルに関するベンチマーク研究を促進し、プライベートエクイティ所有の保険会社の監督に関する国家監督当局（NCAs）へのガイダンスを開発することにより、内部市場に潜在的に影響を与える可能性のある分野における監督の集中を強化し続ける。

「3. エマージングリスクの監督」に関しては、監督上のコンバージェンスが鍵となるデジタル・オペレーショナル・レジリエンス法（DORA）に関する新しい枠組みの導入を優先事項に含めている。EIOPA は同様に、保険事業のデジタル変革の監視を継続し、特に保険事業による人工知能の使用の監督において、監督当局が新たな課題に対処するのを支援する方法を特定する予定である。

## 2 | 優先領域の考慮すべき基準

EIOPA のコンバージェンス作業の優先順位の決定は、リスクベースのアプローチに従っている。

監督上のコンバージェンス計画を策定する際に考慮される優先事項は、以下の3つのカテゴリーに分類されている。

- ①保険契約者及び金融の安定性に影響を与える分野。リスクが顕在化した場合に影響を受ける保険契約者の規模や数、保険契約者個人への影響の規模だけでなく、市場の評価やビジネスモデルに影響を及ぼす可能性がある場合
- ②監督上の裁定取引（特に、EU 域内及び EU 域外国との国境を越える取引について、同等国及び非同等国の双方について言及）が存在することにより、公正性、公平な競争条件又は域内市場の適正な機能に影響を及ぼす可能性のある分野
- ③実務が大きく異なる主な監督分野

## 3 | 2024 年の監督上のコンバージェンス計画

この計画はまた、EU 全体の戦略的優先事項と EIOPA の戦略目標及びピアレビュー作業計画 2023～2024 を考慮に入れている。

2023 年、監督上のコンバージェンスに関する作業はかなりの進展を示したが、いくつかのプロジェクトはまだ最終決定する必要がある。持続可能性や再保険の利用など、2024 年の新たな優先分野が特定されている。2024 年には、EIOPA はまた、ソルベンシーⅡのレビューと保険再建・破綻処理指令（IRR）の採択から派生した政策作業を実施する。特にソルベンシーⅡ作業に関しては、昨年の監督

コンバージェンスからの教訓が実践される。

### 3—EIOPA の 2024 年の監督上のコンバージェンス計画—具体的内容

具体的な計画については、先の3つの主要な領域において、例えば、以下の項目が挙げられている。

#### (1)共通の監督文化の実践的实施と監督ツールのさらなる開発

「リスク評価のフレームワークと比例性の適用」に関して、ソルベンシー II 要件の監督の最初の年について NCAs が学んだ教訓を反映するために、ガイドラインをさらに改善できるかどうか、またどのように改善できるかを評価するための監督審査プロセス (SRP) に関する EIOPA ガイドラインのレビュー、ならびに監督の質、有効性及び一貫性を確保する目的にガイドラインが適合し続けることを保証するための新しいマクロ経済環境及びデジタル化の新たな傾向について議論。EIOPA はまた、監督ハンドブックのリスク評価フレームワークに関する章のレビューの必要性を検討。

「内部モデルの監督に対する共通のベンチマーク」に関して、「IMOGAPI (内部モデルの継続中の適切性指標)」ツールの年次更新とさらなる開発、特に、2024 年に利用可能になる新しい IM QRT (内部モデル定量的報告テンプレート) からの情報は、ツールに直接組み込まれる。さらに、EIOPA は、新しい IM QRT を活用して、IM の監督をサポートする個別のレポートを作成することにも取り組んでいる。

「環境・社会・ガバナンス (ESG) リスクへの監督アプローチ」に関して、①公開される内容の評価を含め、ソルベンシー II 第 2 の柱の気候関連リスクの監督に関する EIOPA 監督ハンドブックの章を見直す必要性の評価、②ORSA (リスクとソルベンシーの自己評価) における気候変動リスクシナリオの使用の監督に関する EIOPA 意見書の適用の監視、③気候関連リスク、特に自然災害の重要性の評価に関連する監視活動、及びカレッ会議における ORSA における気候リスク評価の統合に関する議論、④EIOPA によるグリーンウォッシング事例のモニタリングと監督、また移行計画と目標に関連して、SupTech がグリーンウォッシング事例と発生を効果的に特定できるかどうかのテスト

「グループ監督」に関しては、グループの監督、特に (他の金融セクターのカテゴリに該当する関連会社についても) 自己資本の取り扱いに関する監督ハンドブックの章をさらに改善する。

この分野では、さらに、2023 年と同じ、「コンダクトリスクの監督評価」、「監督技術 (SUPTECH)」、「キャプティブの監督」、「国境を越える観点からの監督ツール」といった項目に加えて、新たに「革新的な再保険ストラクチャーに関するガイダンス」、「プルーフ・パーソン原則の監督に関するピアレビュー」、「技術的準備金の監督に関するピアレビュー」といった項目が挙げられている。

「革新的な再保険ストラクチャーに関するガイダンス」については、2023 年に EIOPA は、欧州全体で一貫した取扱いを確保するための革新的な再保険構造 (例えば、マッチング調整再保険) についてメンバーと議論を開始した。2024 年中に EIOPA は、大量解約再保険契約とスライディングスケールコミッションの分析を完了するとともに、積立再保険 (資産集約型再保険) とメンバーが提案するその他の契約の分析を開始する (新規プロジェクト)。

「技術的準備金の監督に関するピアレビュー」については、EIOPA のピアレビュー作業計画 2023 ~24 に沿って、EIOPA は、保険契約に組み込まれたオプションと保証をより良く評価するための確

率的シミュレーションの使用に特に焦点を当て、NCAsによる技術的準備金(即ち、最良推定評価)の監督に関するピアレビューを実施する(新規プロジェクト)。

## (2) 監督上の裁定取引につながる可能性のある国内市場及び公平な競争の場に対するリスク

「内部モデルの結果、モデリング方法論及び監督実務」に関して、①市場リスクと信用リスクに関する年次比較研究を継続、②生命保険引受リスク比較研究を継続、③オペレーショナル・リスクのモデル化手法と監督実務に関する分析を完了、④「内部モデルにおける分散効果に関する研究」の更新を開始、⑤NatCat(自然大災害)リスクに関するイニシアティブを開始(現在の会社のNatCatリスクモデリングアプローチを方法論的観点から分析し、特に既存の課題に関して優れた監督慣行を収集する)(新規プロジェクト)

この分野では、さらに2023年と同じ「権限、適合性及び所有権」、「年金の問題」、「EUの第三国再保険」といった項目に加えて、新たに「プライベートエクイティの保険会社の所有」の項目が挙げられている。

「プライベートエクイティの保険会社の所有」については、プライベートエクイティが所有する保険会社の監督に関連して、NCAsの知識を収集し、最良の監督慣行を特定するための監督コンバージェンスツールに取り組む(新規プロジェクト)。

## (3) エマージングリスクの監督

「ITセキュリティ及びガバナンス関連のリスク(サイバーリスクを含む)」に関して、EIOPAは、金融セクターのデジタル・オペレーショナル・レジリエンスに関する規制(デジタル・オペレーショナル・レジリエンス法(DORA))に基づく政策義務の履行について、合同委員会を通じてEBA(欧州銀行監督局)及びESMA(欧州証券市場監督局)と協力していく。政策義務の策定に加えて、ESAs(European Supervisory Authorities: 欧州監督当局)<sup>2</sup>はDORAに起因する新しい役割とタスク(監視フレームワーク、主要なICT関連インシデントの報告管理等)に備える必要がある。2024年にESAsは、新しい規制要件に対応できるように内部プロセスとシステムを適応させるプロジェクトを開始する。ICTリスクの監督に関する監督の統合も、DORAの文脈において重要となる。

「デジタルトランスフォーメーション」については、①EIOPAのデジタル倫理に関する諮問専門家グループが開発したAIガバナンス原則レポートが2021年6月に出版されたことを受け、EIOPAは、例えば保険における特定のAIユースケースのガバナンスとリスク管理に焦点を当てる等、さらなるセクター別業務の開発を目指す予定である。この点において、EIOPAは人工知能法の法整備を考慮する。②欧州イノベーション・ファシリテーター・フォーラム(EFIF)の保険及び年金セクターの分野における関連する議論に参加し、促進する。EFIFは、監督者が定期的に会合し、イノベーション・ファシリテーターを通じて企業との関わりから得た経験を共有し、技術的専門知識を共有し、共通の見解に達するためのプラットフォームを提供する。

なお、2023年の計画に挙げられていた「サイバー引受け」、「デジタルビジネスモデル分析」の項目については、今回は大きな項目としては取り上げられていない。

<sup>2</sup> EBA(欧州銀行監督局)、EIOPA(欧州保険年金監督局)及びESMA(欧州証券市場監督局)

## (参考) 監督ハンドブック

国家監督当局 (NCAs) の役割は、適用される規制のフレームワークの遵守を確保するために、健全で効果的かつ効率的な監督を提供することであるため、EIOPA は規則 (EU) No 1094/2010 (EIOPA 規則) 第 29 条第 2 項に従って、NCAs を支援する監督ハンドブックを作成している。

監督ハンドブックは、共通の EU 監督文化と一貫した監督慣行を構築するという目標の達成に向けて、EIOPA のメンバー及びオブザーバーに、保険及び再保険会社ならびに生損保事業を行うグループの監督に関する優れた慣行を推奨している。

監督ハンドブック、及び関連する目次は、監督者の日常業務をサポートすることを目的としている。これには、機密扱いのセンシティブなガイダンス、推奨事項、ベストプラクティス、ケーススタディ、監督に関するアンケート、及び監督上のレビュープロセスを実施する方法の例が含まれている。

## 4—EIOPA の 2024 年の監督上のコンバージェンス計画—監視優先事項

EIOPA は、監督上のコンバージェンスを支援するための実践的なツールをさらに開発していくために、NCAs の日常的な監督に関与しているが、2024 年は、2023 年と同様に、以下の優先事項を通じて効果的な取り組みを継続的に強化する、としている。

- ・ 国境を越えた協力の基盤を確立し調整することにより、サービスの自由又は設立の自由を通じた加盟国における保険サービスの提供に関連して生ずる行為又はプルデンシャルな性質の監督上の懸念を解決すること
- ・ コンダクトと健全性の監督の両方の分野において、監督カレッジの傘下の合同現地査察に参加するか、又は国境を越えた協力プラットフォームを通じて、潜在的な国境を越えたリスクを評価すること
- ・ 各国監督当局と連携し、フィードバックと支援を提供することにより、EU 全体の監督上の戦略的優先事項の実施を監視すること
- ・ 各国訪問や二国間の関与を通じて監督上の勧告を提供することで、NCAs の日常的な監督を支援し、コンダクトと健全性の監督の分野で、また内部モデルの監督の特定の分野でも支援する。

さらに、EIOPA は、要請に応じて内部モデル申請の分野で、少なくとも NCAs を支援する用意があり、このツールの開発を継続する、としている。

## 5—EIOPA の 2024 年の戦略的優先事項

EIOPA は、2023 年 10 月 6 日に、2024 年から 2026 年までの戦略的優先事項の概要を発表<sup>3</sup>している。EIOPA は、進化する課題、リスク、機会の状況において、保険と年金部門が保険契約者と受益者、企業と EU 経済に価値を提供し続けることができるよう、変革期における不確実性の管理に焦点を当てていく、としている。

<sup>3</sup> [https://www.eiopa.europa.eu/eiopa-sets-out-its-strategic-priorities-2024-2023-10-06\\_en](https://www.eiopa.europa.eu/eiopa-sets-out-its-strategic-priorities-2024-2023-10-06_en)

具体的には、重点を置くべき戦略的優先事項として、以下が挙げられている。

- 保険会社と年金基金に関する健全性の枠組みに ESG リスクを統合し、プロテクションギャップに対処することを含む、全ての作業分野にわたって持続可能な金融に関する考慮事項を統合する。
- 方針の定義とデジタル・オペレーショナル・レジリエンス法 (DORA)、人工知能法、欧州シングル・アクセス・ポイント (ESAP) の実装に重点を置き、デジタルトランスフォーメーションを通じて消費者、市場、監督コミュニティをサポートする。
- 特に国境を越えたビジネスの増加を考慮して、ソルベンシー II の見直しを考慮した監督上のコンバージェンス資料の改訂を含め、監督の質と有効性を強化する。
- ソルベンシー II の見直しが次の段階に進む中、保険規制の枠組みの完全性を維持することを含め、技術的に妥当な健全性と事業運営方針を確実なものとする。
- 金融の安定性と事業運営に対するリスクを特定、評価、監視、報告し、タイムリーかつ正確な金融安定性分析とリスク評価の提供を含む予防的政策と緩和措置を推進する。
- EIOPA の人的資本の効果的な採用、管理、開発を提供し、魅力的な雇用主としての立場をさらに強化する。

## 6—まとめ

以上、今回のレポートでは、EIOPA が公表した 2024 年の監督上のコンバージェンス計画の概要について報告してきた。併せて、EIOPA の 2024 年の戦略的優先事項の概要についても報告してきた。

これらの課題の多くは、日本の保険会社の監督にとっても極めて重要な課題であり、保険会社にとっても興味・関心の高い事項であることから、EIOPA におけるこれらの課題の今後の検討状況等については、引き続き注視していくこととしたい。

以上